

財務局経理部 検収課長	23 財経検・ 第 80号 23.9.20
間接検査	

54号印押
540,000円
麻布 MB 540

一般土木工事

23財経一第1085号

契約番号 23-00229

工事請負契約書

1 工事件名

豊洲新市場土壤汚染対策工事（5街区）

中央卸売
市場

内容調査済



2 工事場所

東京都江東区豊洲六丁目地内

3 契約金額

¥11,917,500,000.

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

¥567,500,000.)

4 工期

契約確定の日から平成25年3月15日まで

施設課

No 42

5 契約保証金

免除

財務課長	主査 棟下 太郎		
検査員 職氏名印			
本件の検査員を指名する			

6 前払金

支払う

7 解体工事に要する費用等

工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）

第9条第1項に規定する対象建設工事である場合には、同法第13条の規定に基づき記載する解体工事に要する費用等は、別紙「法第13条及び省令第4条に基づく書面」のとおり

上記の工事について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、裏面の条項により公正な請負契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同企業体を結成している場合には、請負者は別紙の鹿島・大成・東亜・西松建設共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

発注者と請負者は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

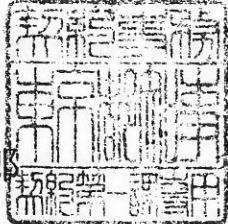
平成23年8月30日

発注者 東京都

代表者

東京都知事

石原 慎太郎



印

東京都港区元赤坂一丁目3番8号

鹿島・大成・東亜・西松・東急・新日本建設共同企業体

代表者住所

東京都港区元赤坂一丁目3番1号

請負者 氏名

鹿島建設株式会社代表取締役社長中村満義

復代理人 東京都港区元赤坂一丁目3番8号

鹿島建設株式会社東京土木支店

執行役員 長瀬 智勝

オ 東京ガス調査結果を踏まえ、暫定的にその周辺メッシュについて汚染状態にあるものとみなされている区画について、あらかじめボーリング調査により汚染状況の有無を確認のうえ、掘削等を行うこと。

カ 掘削に際し、不透水層自体を掘削除去した場合、あるいは不透水層が確認できなかった場合には、6(4)「矢板引抜時復旧対策工」に準じて不透水層を形成させること。

4. 汚染地下水対策工

- (1) 地下水の汚染が確認されている区画については、地下水浄化処理を行うこと。
- (2) これまでの調査で土壤汚染が検出されず、地下水汚染のみが検出されている区画については、現地に井戸を設置し、汚染地下水を揚水し、その後、水道水を注水することで、地下水浄化を行うこと。その際、汚染状況や対策範囲等を勘案し、必要に応じてガス吸引併用揚水工法を併用すること。

なお、現地の土質状況等を踏まえ、処理方法を変更する場合には、監督員と協議すること。

- (3) 処理の完了は、処理後、汚染濃度を分析し、環境基準以下となっていることを確認することで行う。
- (4) 前項の分析を行うため、100m²ごとに1箇所観測井を設けること。
- (5) 活性炭は基本的に再利用すること。

5. 液状化対策工

請負者は、現地の状況を十分把握し、安全性、施工性、細部構造等について十分検討を行ない、設計図書により難い場合は監督員と協議すること。

また、施工方法に変更が生じた場合は、監督員と協議しなければならない。

6. 埋め戻し・運搬工

(1) 埋め戻し工（その1）

ア 施工範囲：A.P.+2.0m以深

イ 埋戻材料：仮設土壤処理プラントでの処理済み土（以下、「処理済み土」という。）、3(3)「A.P.+2.0m以深」により仮置きしている土壤、6街区の盛土仮置場の盛土で100m³ごとに土壤汚染対策法施行令第一条に掲げるすべての特定有害物質について、汚染がないことを確認（以下、「盛土調査」という。）した後の土（以下、「6街区の盛土調査後の盛土」という。）及び中防内の盛土仮置場の盛土で盛土調査後の土（以下、「中防の盛土調査後の盛土」という。）で埋め戻すこと。

ウ 処理済み土又は中防の盛土調査後の盛土により埋め戻しを行う場合、その搬入の時期及び量等について、6街区工事の請負者の指示に従うこと。

なお、処理済み土により埋め戻しを行う場合、自然由来汚染の有無等について6街区工事の請負者より情報提供を受け、適切に埋め戻すこと。

エ 3(3) 「A.P.+2.0m 以深」により仮置きしている土壤については、監督員の指示のもと、汚染の有無を確認の上、埋め戻すこと。

(2) 埋め戻し工（その2）

ア 施工範囲：A.P.+2.5m より A.P.+2.0m まで

イ 埋戻材料：毛細管現象による地下水の上昇を防ぐための再生砕石で埋め戻すこと。

(3) 埋め戻し工（その3）

ア 範囲：施設建築物の建設エリア以外の A.P.+6.5m より A.P.+2.5m まで

イ 埋戻材料：6街区の盛土調査後の盛土、中防の盛土調査後の盛土、建設発生土、購入土等、汚染のおそれのない土で埋め戻すこと。

ウ 中防の盛土調査後の盛土により埋め戻しを行う場合は、その搬入の時期及び量等について、6街区工事の請負者の指示に従うこと。

エ 購入土量については、6街区の盛土調査後の盛土、中防の盛土調査後の盛土及び都市整備局による区画整理事業における搬入土の土量を踏まえ、決定することとしているが、都市整備局との調整の結果で、購入土量の変更が生じた場合は、監督員の指示に従うこと。

オ 埋め戻しは、おおむね三十センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めることとし、その他による場合は監督員と協議しなければならない。

(4) 矢板引抜時復旧対策工

打設した鋼矢板等を引き抜く際には、引抜にあわせて流動化処理土を充填させ、不透水層を復旧すること。

7. 地下水管理システム用等井戸設置工

(1) 地下水管理システム用井戸の設置に際しては、現地の状況を十分把握するものとし、設計図書により難い場合は監督員と協議すること。

(2) 形質変更時要届出区域の解除のために行う地下水モニタリング用の観測井戸を、監督員と協議のうえ、設置すること。なお、地下水管理システム用の観測井戸を地下水モニタリング用の観測井戸として、兼用することは妨げない。

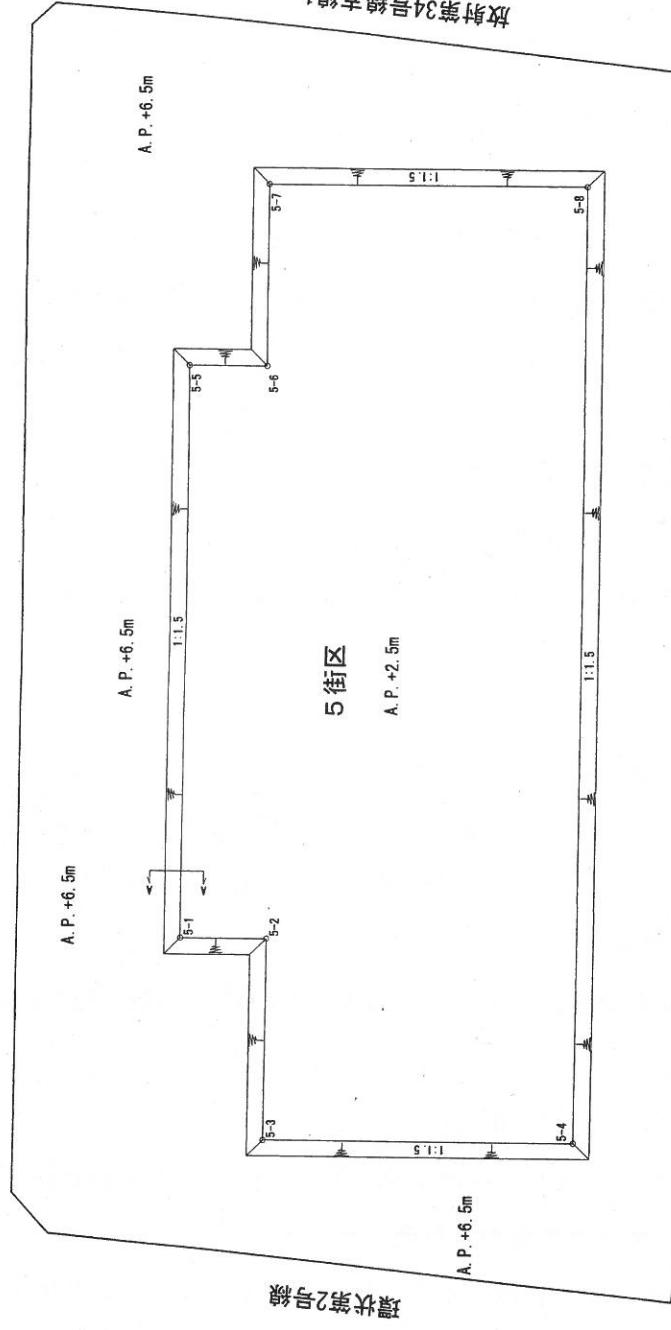
8. その他

(1) 底面管理

汚染が不透水層直上まで到達している等により、これまでの調査結果をもとに汚染深

埋戻し計画平面図 S=1:2000 (S=1:1000)
(5街区)

補助第315号線



※) 図中 A.P.+ m は埋戻し高を示す

座標系：(世界測地系) 平面直角座標系		単位：m
X座標	Y座標	
5-1	-39356.159	-248.330
5-2	-39380.735	-227.341
5-3	-39428.441	-225.392
5-4	-39516.807	-212.666
5-5	-39220.157	-108.403
5-6	-39245.481	-105.577
5-7	-39199.930	-013.375
5-8	-39285.707	-038.836

路線(河川)名	
工事件名	東洲新市町土地区画整理事業工事 (5街区)
工事箇所名	東京都江東区豊洲六丁目内地
図面名	埋戻し計画平面図 (5街区)
作成年月日	平成23年6月
縮尺	S=1:2000 (S=1:1000)
図面番号	40
アーチ(アーチ)は アーチ(アーチ)に拡大時	
アーチ(アーチ)	



一般土木工事
23財經第一1087号
契約番号 23-00240

財務局経理部 検収課長	23財經検・ 工 第78号	23.9.15

中央卸売市場

内容調査済



工事請負契約書

1 工事件名 豊洲新市場土壤汚染対策工事（6街区）

2 工事場所 東京都江東区豊洲六丁目地内

3 契約金額 ¥33,342,750,000.

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

¥1,587,750,000.)

4 工期 契約確定の日から平成25年3月15日まで

5 契約保証金 免除

6 前払金 支払う



7 解体工事に要する費用等

工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）

第9条第1項に規定する対象建設工事である場合には、同法第13条の規定に基づき記載する解体工事に要する費用等は、別紙「法第13条及び省令第4条に基づく書面」のとおり



上記の工事について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、裏面の条項により公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同企業体を結成している場合には、請負者は別紙の清水・大林・大成・鹿島・戸田・熊谷・東洋・鴻池・東急・鐵高建設共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

発注者と請負者は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成23年8月30日

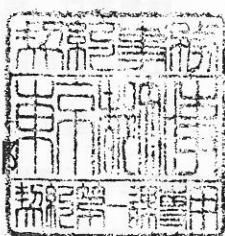
施設課

No 43

財務課長	検査員 職氏名印 主	本件の検査員を指名する
齊藤		

発注者 東京都

代表者 東京都知事 石原 慎太郎



請負者 住所 東京都港区芝浦一丁目2番3号 清水・大林・大成・鹿島・戸田・熊谷・東洋・鴻池・東急・鐵高建設共同企業体

氏名 代表者 東京都港区芝浦一丁目2番3号

清水建設株式会社
代表取締役 宮本洋一

財務課長	予算係長	予算担当者	会計係長	会計担当者
春田	荒川	山口	佐藤	中野

一行加入 平成23年度 支拂限度額 ¥3,942,744,000

イ 前項の分析は、100m³ごとにベンゼンは1検体、その他については、5検体を採取混合し、行うこと。また、中温加熱処理では、油臭・油膜がないことも、あわせて確認すること。

ウ 仮設土壤処理プラントでの土壤汚染処理の結果、各街区よりプラントへ搬入する土量あるいは、埋め戻しで使用するプラントでの処理済みの土量が事前の計画量と変更となる場合には、直ちに他街区工事の請負者へ情報提供するとともに、必要に応じ、工期内での施工が可能となるよう、他街区工事の請負者と施工工程を調整すること。

エ 仮設中温加熱処理プラント及び仮設掘削微生物処理プラントにおいては、自然由来による汚染土壤が他の土壤と混合しないよう、仮置き等にあたり、適切に対応すること。

オ 活性炭を用いる場合は、基本的に再利用すること。

5. 汚染地下水対策工

- (1) 地下水の汚染が確認されている区画については、地下水浄化処理を行うこと。
- (2) これまでの調査で土壤汚染が検出されず、地下水汚染のみが検出されている区画については、現地に井戸を設置し、汚染地下水を揚水し、その後、水道水を注水することで、地下水浄化を行うこと。その際、汚染状況や対策範囲等を勘案し、必要に応じてガス吸引併用揚水工法を併用すること。

なお、現地の土質状況等を踏まえ、処理方法を変更する場合には、監督員と協議すること。

- (3) 処理の完了は、処理後、汚染濃度を分析し、環境基準以下となっていることを確認することで行う。
- (4) 前項の分析を行うため、100m²ごとに1箇所観測井を設けること。
- (5) 活性炭を用いる場合は、基本的に再利用すること。

6. 液状化対策工

請負者は、現地の状況を十分把握し、安全性、施工性、細部構造等について十分検討を行ない、設計図書により難い場合は監督員と協議すること。

また、施工方法に変更が生じた場合は、監督員と協議しなければならない。

7. 埋め戻し・運搬工

(1) 埋め戻し工（その1）

ア 5街区及び7街区のA.P.+2.0mで汚染土壤を掘削した箇所、及び3(4)「A.P.+2.0m以深」において汚染土壤を掘削した箇所については、仮設土壤処理プラントでの処理済み土（以下、「処理済み土」という。）、3(4)「A.P.+2.0m以深」により仮置きして

いる土壌、6街区内の盛土仮置場の盛土のうち盛土調査後の土（以下、「6街区の盛土調査後の盛土」という。）及び中防内の盛土仮置場の盛土のうち盛土調査後の盛土（以下、「中防の盛土調査後の盛土」という。）で埋め戻すこととしている。

このうち、5街区及び7街区への処理済み土の搬出に際しては、自然由来の汚染の有無等について、他街区工事の請負者に適切に情報提供を行うこと。

イ 5街区及び7街区の埋め戻しにあたり、処理済み土を搬出する際には、搬出の時期及び量等について、仮設土壌処理プラントでの処理状況等を踏まえ、他街区工事の請負者に適切に指示すること。また、中防の盛土調査後の盛土を搬出する際には、搬出の時期及び量等について、他街区工事の請負者に適切に指示すること。

ウ 処理済み土により埋め戻しを行う場合、自然由来汚染の有無等を踏まえ、適切に埋め戻すこと。

エ 3(4)「A.P.+2.0m以深」により、仮置きしている土壌については、監督員の指示のもと、汚染の有無を確認の上、埋め戻すこと。

(2) 埋め戻し工（その2）

ア 施工範囲：A.P.+2.5mよりA.P.+2.0mまで

イ 埋戻材料：毛細管現象による地下水の上昇を防ぐための再生碎石で埋め戻すこと。

(3) 埋め戻し工（その3）

ア 豊洲新市場予定地（5街区、6街区及び7街区）における施設建築物の建設エリア以外のA.P.+6.5mよりA.P.+2.5mまでについては、6街区の盛土調査後の盛土、中防の盛土調査後の盛土、建設発生土、購入土等、汚染のおそれのない土で埋め戻すこととしている。

イ 5街区及び7街区の埋め戻しにあたり、中防の盛土調査後の盛土を搬出する際には、搬出の時期及び量等について、他街区工事の請負者に適切に指示すること。

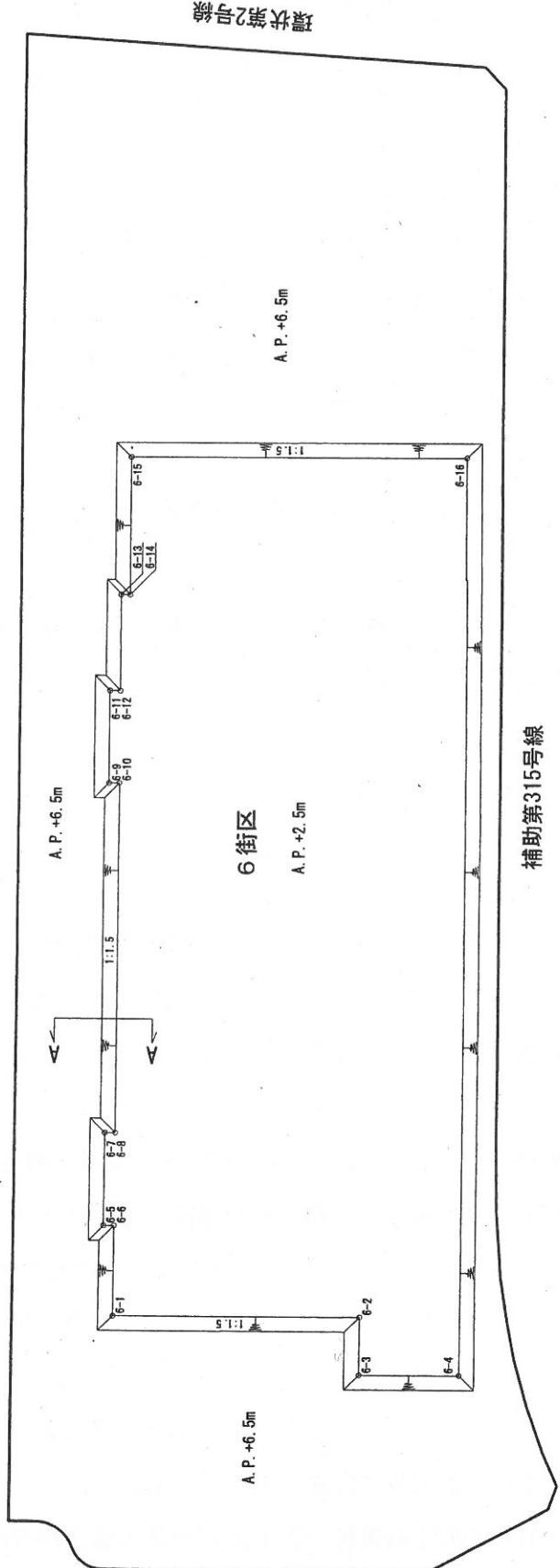
ウ 埋め戻しは、おおむね三十センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めることとし、その他による場合は監督員と協議しなければならない。

エ 購入土等の海上搬入に際しては、東京海上保安部、港湾運送事業者等、海事関係者と十分調整し、周辺の海上交通の安全等に配慮し進めること。

オ 購入土量については、6街区の盛土調査後の盛土及び中防の盛土調査後の盛土並びに都市整備局による区画整理事業における搬入土の土量を踏まえ、決定することとしているが、都市整備局との調整の結果で、購入土量の変更が生じた場合には、監督員の指示に従うこと。

埋戻し計画平面図
(6街区)

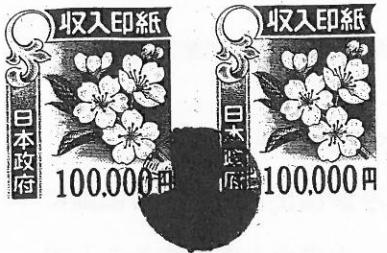
S=1:2000 (S=1:1000)



※) 図中 A.P. + m は埋戻し高を示す

路線(河川)名	豊洲新市場土地区画整理事業9番		
工事件名	東京都江東区豊洲大丁目地内		
工事箇所 又は機器名	埋戻し軒雨平面図	縦 (6街区)	横 (S=1:2000 ただし(く) 1倍 AI側に拡大倍 率)
図名			
作成年月日	平成 23 年 6 月	日	図面番号
長	係長	係長	段計
幅			34
高			47
東京都中央卸売市場			

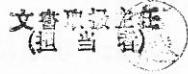
座標系：世界測地系）平面直角座標系			
基準点名			基準点位：m
X座標	Y座標	Z座標	
6-1	-39582.920	-4921.083	-35441.704
6-2	-39559.147	-4953.347	-35444.937
6-3	-39674.483	-4975.629	-35417.790
6-4	-39705.340	-4952.049	-35421.064
6-5	-39556.357	-4990.025	-35356.452
6-6	-39559.030	-4993.315	-35359.159
6-7	-39532.377	-4967.060	-35363.450
6-8	-39535.851	-4964.350	-35467.023



一般土木工事
23財経一第1086号
契約番号 23-00232

八重山社工事部 検収課長	23 財経検・
工 第29号	23.9.16
間接検査	

工事請負契約書



中央卸売市場

内容調査済



1 工事件名 豊洲新市場土壤汚染対策工事（7街区）

2 工事場所 東京都江東区豊洲六丁目地内

3 契約金額

¥8,914,500,000.

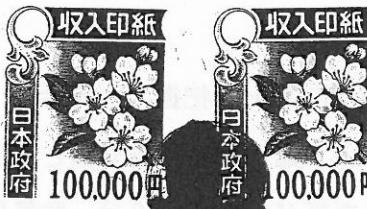
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

¥424,500,000.)

4 工期 契約確定の日から平成25年3月15日まで

5 契約保証金

免除



6 前払金

支払う



7 解体工事に要する費用等

工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
第9条第1項に規定する対象建設工事である場合には、同法第13条の規定に基づき
記載する解体工事に要する費用等は、別紙「法第13条及び省令第4条に基づく書面」
のとおり

施設課

No 44

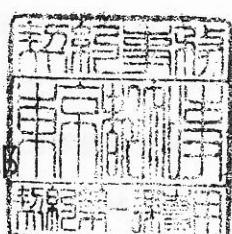
財務課長	
検査員職氏名印	
主事	森下 太郎
本件の検査員を指名する	

上記の工事について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、裏面の
条項により公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同企業体を結成している場合には、請負者は別紙の大成・鹿島・熊谷・飛島・
建設共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帶して請け負う。

発注者と請負者は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成23年8月30日



発注者 東京都

代表者 東京都知事

石原 慎太郎

東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
大成・鹿島・熊谷・飛島・西武建設共同企業体

代表者

東京都新宿区西新宿一丁目25番1号

大成建設株式会社 代表取締役社長 山内隆司

復代理人 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号

大成建設株式会社東京支店

常務執行役員 支店長 吉浜紀光

支払加入 平成23年度 支払限度額 ¥105,809,3000

印鑑照合
(見合)
代理権査了

財務課長	予算係長	予算担当者	会計係長	会計担当者	契約担当係長	担当

- (1) 地下水の汚染が確認されている区画については、地下水浄化処理を行うこと。
- (2) これまでの調査で土壤汚染が検出されず、地下水汚染のみが検出されている区画については、現地に井戸を設置し、汚染地下水を揚水し、その後、水道水を注水することで、地下水浄化を行うこと。その際、汚染状況や対策範囲等を勘案し、必要に応じてガス吸引併用揚水工法を併用すること。

なお、現地の土質状況等を踏まえ、処理方法を変更する場合には、監督員と協議すること。

- (3) 処理の完了は、処理後、汚染濃度を分析し、環境基準以下となっていることを確認することで行う。
- (4) 前項の分析を行うため、100m²ごとに1箇所観測井を設けること。
- (5) 活性炭は基本的に再利用すること。

5. 液状化対策工

請負者は、現地の状況を十分把握し、安全性、施工性、細部構造等について十分検討を行ない、設計図書により難い場合は監督員と協議すること。

また、施工方法に変更が生じた場合は、監督員と協議しなければならない。

6. 埋め戻し・運搬工

(1) 埋め戻し工（その1）

ア 施工範囲：A.P. +2.0m 以深

イ 埋戻材料：仮設土壤処理プラントでの処理済み土（以下、「処理済み土」という。）、
3 (3) 「A.P. +2.0m 以深」により仮置きしている土壤、6街区の盛土仮置場の盛土
で 100m³ごとに土壤汚染対策法施行令第一条に掲げるすべての特定有害物質について、
汚染がないことを確認（以下、「盛土調査」という。）した後の土（以下、「6街区の盛
土調査後の盛土」という。）及び中防内の盛土仮置場の盛土で盛土調査後の土（以下、
「中防の盛土調査後の盛土」という。）で埋め戻すこと。

ウ 処理済み土又は中防の盛土調査後の盛土により埋め戻しを行う場合、その搬入の時
期及び量等について、6街区工事の請負者の指示に従うこと。

なお、処理済み土により埋め戻しを行う場合、自然由来汚染の有無等について6街
区工事の請負者より情報提供を受け、適切に埋め戻すこと。

エ 3 (3) 「A.P. +2.0m 以深」により仮置きしている土壤については、監督員の指示の
もと、埋め戻すこと。

(2) 埋め戻し工（その2）

ア 施工範囲：A.P. +2.5m より A.P. +2.0m まで

イ 埋戻材料：毛細管現象による地下水の上昇を防ぐための再生碎石で埋め戻すこと。

(3) 埋め戻し工（その3）

ア 範囲：施設建築物の建設エリア以外の A.P. +6.5m より A.P. +2.5m まで

イ 埋戻材料：6街区の盛土調査後の盛土、中防の盛土調査後の盛土、建設発生土、購入土等、汚染のおそれのない土で埋め戻すこと。

ウ 中防の盛土調査後の盛土により埋め戻しを行う場合は、その搬入の時期及び量等について、6街区工事の請負者の指示に従うこと。

エ 購入土量については、6街区の盛土調査後の盛土、中防の盛土調査後の盛土及び都市整備局による区画整理事業における搬入土の土量を踏まえ、決定することとしているが、都市整備局との調整の結果で、購入土量の変更が生じた場合は、監督員の指示に従うこと。

オ 埋め戻しは、おおむね三十センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めることとし、その他による場合は監督員と協議しなければならない。

(4) 矢板引抜時復旧対策工

打設した鋼矢板等を引き抜く際には、引抜にあわせて流動化処理土を充填させ、不透水層を復旧すること。

7. 地下水管理システム用等井戸設置工

(1) 地下水管理システム用井戸の設置に際しては、現地の状況を十分把握するものとし、設計図書により難い場合は監督員と協議すること。

(2) 形質変更時要届出区域の解除のために行う地下水モニタリング用の観測井戸を、監督員と協議のうえ、設置すること。なお、地下水管理システム用の観測井戸を地下水モニタリング用の観測井戸として、兼用することは妨げない。

8. その他

(1) 底面管理

汚染が不透水層直上まで到達している等により、これまでの調査結果をもとに汚染深度が確定していない箇所について、監督員の指示のもと、深度方向の汚染状況を確認した上で、適切に処理すること。

(2) 帯水層底面の状況確認

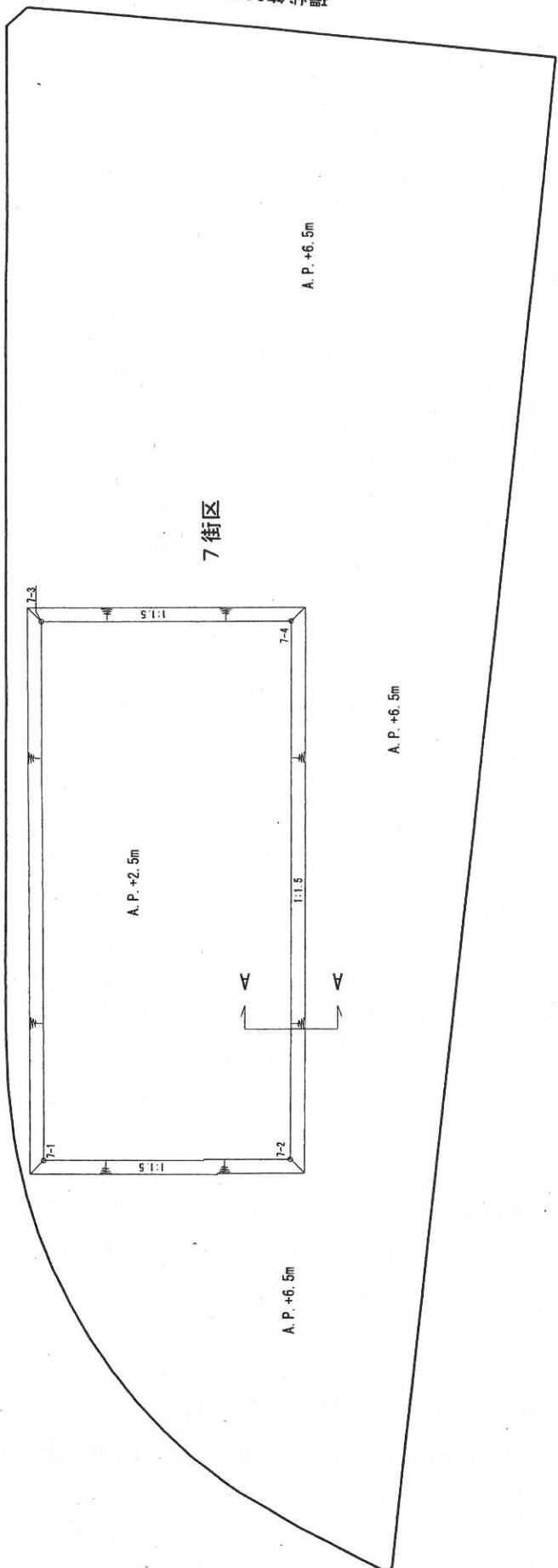
地表から深さ 10 m 以内に帯水層の底面が存在する場合で、かつ、その底面の土壤調査が行われていない場合、監督員の指示のもと、帯水層底面の土壤調査を行うこと。

(3) 土壤移動管理票

埋戻し計画平面図 (7街区)

S=1 : 2000 (S=1 : 1000)

輔助第315号線



※) 図中 A.P. + m は埋戻し高を示す

座標系：(世界測地系) 平面直角座標系		單位：m
	X座標	Y座標
7-1	-39745.033	-4787239
7-2	-38821.250	-4718524
7-3	-35593.780	-4607051

A-A断面